

# 令和2年度(2020年度)実績

## 精神保健福祉センター一所報

(第44集)



### 熊本県精神保健福祉センター



(C)2010 熊本県くまモン

# 目 次

## I センター施設等概要

1	業務	1
2	沿革	1
3	歴代所長	1
4	施設の概要	2
5	職員の構成	2
6	歳入歳出決算状況	2
7	センター条例〈抜粋〉	3

## II センター業務概要

1	企画立案	4
2	技術指導及び技術援助	5
3	教育研修	7
4	普及啓発	9
5	精神保健福祉相談及び診療	11
6	組織育成	13
7	依存症対策関連事業	15
8	DV対策支援事業	18
9	思春期精神保健対策事業	19
10	自殺対策推進事業	20
11	精神医療審査会	21
12	自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会	22
13	ひきこもり地域支援センター事業	23
14	熊本地震被災者支援事業	27
15	新型コロナウイルス感染症相談支援事業	28
16	令和2年7月豪雨災害支援	34

## III 学会・研究会活動報告

1	熊本アルコール関連問題学会	35
2	熊本精神科リハビリテーション研究会	35
3	第56回全国精神保健福祉センター研究協議会	35
4	九州ブロック精神保健福祉センター所長会議及び研究協議会	35

## IV 資料

	精神保健福祉センター運営要領	36
--	----------------	----

本書中の実績は特に断りのない限り、令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021)3月31日のデータです

# I センター施設等概要

## 1 業務

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設です。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく「精神保健福祉センター運営要領」におけるセンターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、下記の業務を行っています。

なお、平成24年(2012年)4月からは熊本市の政令指定都市移行に伴い、熊本市にも「こころの健康センター」が設置されました。これにより、熊本市在住の方はこころの健康センターで、熊本市以外に在住の方は精神保健福祉センターで対応することとなり、利便性の向上や、相談・支援体制の強化が図られています。

また、平成28年(2016年)4月の熊本地震直後から、災害派遣精神医療チーム(DPAT)や同年10月に設置された「熊本こころのケアセンター」と連携・協働しながら、被災者のこころのケアの支援等を行っています。

令和2年7月豪雨時にも災害派遣精神医療チーム(DPAT)としての活動や、DPAT活動終了後も熊本こころのケアチームを立ち上げ、被災者のこころのケアや支援者への支援も継続的に行っています。

- |                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| 1) 企画立案         | 9) 思春期精神保健対策事業             |
| 2) 技術指導及び技術援助   | 10) 自殺対策推進事業               |
| 3) 教育研修         | 11) 精神医療審査会の審査に関する事務       |
| 4) 普及啓発         | 12) 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳の判定 |
| 5) 精神保健福祉相談及び診療 | 13) ひきこもり地域支援センター事業        |
| 6) 組織育成         | 14) 熊本地震被災者支援事業            |
| 7) 依存症対策事業      | 15) 新型コロナウイルス感染症相談支援事業     |
| 8) DV対策支援事業     | 16) 令和2年7月豪雨災害支援           |

## 2 沿革

昭和 38 年(1963 年)	10 月 17 日	熊本県精神衛生相談所開設(県中央保健所内)
昭和 46 年(1971 年)	9 月 30 日	熊本県精神衛生センター設置条例制定(条例第 60 号)
昭和 47 年(1972 年)	4 月 1 日	熊本市水道町 9 番 16 号に新築、開設
昭和 47 年(1972 年)	6 月 17 日	保険医療機関として指定(熊公 197)
昭和 56 年(1981 年)	2 月 5 日	3階増築工事竣工(教育研修部門)
平成 元年(1989 年)	4 月 1 日	熊本県精神保健センターに名称変更
平成 7 年(1995 年)	7 月 1 日	熊本県精神保健福祉センターに名称変更
平成 23 年(2011 年)	1 月 4 日	熊本市月出 3 丁目 1 番 120 号(旧保育大学校)に移転
平成 27 年(2015 年)	4 月 1 日	熊本県ひきこもり地域支援センターを設置
令和 3 年(2021 年)	4 月 1 日	総務課及び相談課創設

## 3 歴代所長

初代	藤田 英介	昭和 47 年(1972 年)4 月	～	昭和 50 年(1975 年)3 月
二代	有働 信昭	昭和 50 年(1975 年)4 月	～	昭和 54 年(1979 年)3 月
三代	南 龍一	昭和 54 年(1979 年)4 月	～	平成 5 年(1993 年)3 月
四代	児玉 修	平成 5 年(1993 年)4 月	～	平成 9 年(1997 年)3 月
五代	中田 榮治	平成 9 年(1997 年)4 月	～	平成 12 年(2000 年)3 月
六代	舩井 幸輔	平成 12 年(2000 年)4 月	～	平成 15 年(2003 年)3 月
七代	中島 央	平成 15 年(2003 年)4 月	～	平成 24 年(2012 年)3 月
八代	児玉 修	平成 24 年(2012 年)4 月	～	平成 25 年(2013 年)3 月
九代	山口 喜久雄	平成 25 年(2013 年)4 月	～	平成 30 年(2018 年)3 月
十代	富田 正徳	平成 30 年(2018 年)4 月	～	

#### 4 施設の概要

- 位置 熊本市東区月出3丁目1番120号
- 名称 熊本県精神保健福祉センター
- 敷地 4,440.37㎡
- 建物 (鉄筋コンクリート)

本館		倉庫	
1階	838.217㎡	1階	366.617㎡
2階	597.915㎡		
延	1436.132㎡	延	366.617㎡

電話	096-386-1255(業務用)	096-386-1258(手帳・自立用)
	096-386-1166(相談用)	096-386-5310(精神医療審査会用)
FAX	096-386-1256	
住所	〒862-0920 熊本市東区月出3丁目1-120	
< ホームページ >		
URL	<a href="http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/40/">http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/40/</a>	
メールアドレス	seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp	

#### 5 職員の構成

令和2年(2020年)3月末現在

区分	医師	事務	心理士	保健師	医療技術員	電話相談員	ひきこもり支援 コーディネーター	ひきこもり支援 市町村等支援員	計
職員(常勤)	1	5	2	2					10
会計年度 任用職員		5		1	1	8	2	1	18
特別職 非常勤職員	5								5
計	6	10	2	3	1	8	2	1	33

※職員(常勤)の事務のうち1名は育休代替臨時職員 ※別途各種相談業務対応を9名(報償費支出)に依頼

#### 6 歳入歳出決算状況

(1) 歳入	1,192,854円
使用料及び手数料	318,916円
諸収入	873,938円

#### (2) 歳出

科目	決算額	内 訳			備考
		衛生費	民生費	総務費	
(項)		公衆衛生費他	社会福祉費	総務費	
(目)		公衆衛生総務費他	社会福祉施設費		
(計)	47,076,538	46,877,347	132,022	67,169	
報酬	21,743,555	21,743,555			会計年度任用職員17名、委員16名分
職員手当	2,124,300	2,124,300			会計年度任用職員9名分
共済費	2,682,624	2,615,788		66,836	会計年度任用職員9名分
報償費	10,604,850	10,604,850			研修会講師謝金、相談員等謝金、文書料
旅費	1,823,075	1,713,720	109,022	333	普通旅費及び費用弁償
需用費	4,669,546	4,646,546	23,000		庁舎維持費、消耗品等
役務費	1,021,937	1,021,937			電話代、郵便料等
委託料	2,057,880	2,057,880			庁舎管理業務等
使用料及び 賃借料	189,771	189,771			各種機器リース料・施設使用料、高速料
負担金、補助 及び交付金	154,000	154,000			熊本県精神科病院協会費等
公課費	5,000	5,000			

7 熊本県精神保健福祉センター条例(最終改正:平成 20 年(2008 年)3 月 31 日)

昭和 46 年(1971 年)9 月 30 日  
熊本県条例第 60 号

熊本県精神保健福祉センター条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 6 条の規定に基づき、熊本県精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)を熊本市に置く。

(組織)

第 2 条 精神保健福祉センターに、所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第 3 条 所長は、知事の命を受け、精神保健福祉センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(使用料)

第 4 条 診療を受ける者及び検査を依頼する者は、その都度使用料を納めなければならない。  
2 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)第 1 号及び第 2 号の規定により算定した額とする。  
3 既納の使用料は、返還しない。

(使用料の減免)

第 5 条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

<参考>

熊本県手数料条例(平成 12 年(2000 年)3 月 23 日公布、熊本県条例第 9 号)第 2 条に定める手数料の額

641 熊本県精神保健福祉センターによる診断書の交付 手数料 1 通につき 790 円

642 熊本県精神保健福祉センターによる証明書の交付 手数料 1 通につき 630 円

(令和元年(2019 年)10 月 1 日～)

## II センター業務概要

### 1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、熊本県の健康福祉部及び関係諸機関に対し、専門的な立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っています。

#### 1 熊本県精神保健福祉審議会(所長は行政関係委員)

No.	期 日	審 議 等 内 容	参加委員
1	令和2年度(2020年度)は 開催なし	(開催なし)	—

#### 2 熊本県精神科救急医療体制連絡調整委員会

精神障がい者の地域医療の充実と社会復帰の促進を図るため、熊本県の精神科救急医療体制のあり方について平成8年度(1996年度)から検討が重ねられ、平成10年(1998年)1月1日から「熊本県精神科救急医療体制整備事業」を、平成24年(2012年)9月1日から「熊本県精神科救急情報センター事業」を、熊本県精神科病院協会(現:熊本県精神科協会)に委託して実施しています。

精神科救急医療体制の円滑かつ適正な運営を図るために、本委員会を平成9年度(1997年度)より設置。健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課所管。

No.	期 日	協 議 等 内 容	参加委員
1	令和3年(2021年)2月24日(水) ※書面開催	【精神科救急医療体制整備事業】 ・熊本県精神科救急医療確保事業 ・熊本県精神科救急情報センター事業 ・熊本県身体合併症救急医療確保事業 【措置入院】 ・措置入院の状況について ・令和3年度の措置入院移送業務の取組みについて	19

## 2 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っています。

※ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

### ○ 活動実績

業務 事業名	技術指導・技術援助								
	個別ケース処遇				関係機関事業			計	
	来所 件数	電話 件数	検討会	アウトリーチ 件数	来所 件数	電話等 件数	出張分 件数		
一般事業		4			118	402	72	596	
思春期						16	3	19	
アルコール		11	1		1	25		38	
薬物		9			1	23	2	35	
ギャンブル		8			1	8		17	
ゲーム		5				1		6	
社会復帰	1	7			3	2		13	
こころの健康づくり	3	35	1	2	6	25		72	
老人精神保健		4				1		5	
自殺関連		13		1		26		40	
犯罪被害								0	
災害		5				38	4	47	
計	4	101	2	3	130	567	81	888	
		110			778				

### 1 個別ケース・関係機関事業についての技術指導・援助(来所、電話等、検討会、アウトリーチ)

関係機関の個別のケース・関係機関事業について、技術指導・援助した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助(個別ケース分:来所・電話・事例検討・アウトリーチ)(延件数)												
	一般事業	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	こころの健康づくり	老人精神保健	自殺関連	犯罪被害	災害	計
保健所	1		2	2			4	9		3		2	23
市町村	2		3	1	2	5	3	16	2	11		2	47
福祉事務所			1										1
医療施設			2	1	6			6	1				16
老人関係施設													0
社会福祉施設	1		2	1			1						5
その他			2	4				10	1			1	18
計	4	0	12	9	8	5	8	41	4	14	0	5	110

## 2 関係機関の事業等への技術指導・援助(来所、電話等)

関係機関への技術指導・援助した件数を関係機関分類毎に計上。

	技術指導・援助(関係機関事業分) (延件数)												
	一般事業	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	自殺関連	犯罪被害	災害	計
保健所	450	15	1				1	4		8		13	492
市町村	11		4	4				7	1	13		11	51
福祉事務所	1												1
医療施設	43	1	8	2	2	1		2				1	60
老人関係施設													0
社会福祉施設	3						2	1					6
その他	12		13	18	7		2	17		5		13	87
計	520	16	26	24	9	1	5	31	1	26	0	38	697

## 3 関係機関の事業等への技術指導・援助(出張分)

関係機関の主催する会議や研修会等の事業等について、センター職員が関係機関に出張し、技術指導・援助・助言した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助(関係機関事業分) (延件数)												
	一般事業	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	自殺関連	犯罪被害	災害	計
保健所	72	3											75
市町村												4	4
福祉事務所													0
医療施設													0
老人関係施設													0
社会福祉施設													0
その他				2									2
計	72	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4	81



### 3 教育研修

センターでは、地域や職域において精神保健福祉に携わっている人や職員等に対し、種々の研修を行っています。研修内容は、精神保健福祉に初めて携わる人から高度でかつ専門的な知識や技術の修得を目指す人まで幅広く、それぞれの目的に応じて参加できるように企画しています。しかしながら、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で一部の研修会を開催できず、必要最低限の開催になっています。

熊本県内では令和2年7月豪雨災害が発生しましたが、災害時の支援者向けの研修会を開催することができました。

※ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

#### ○ 活動実績

	研修会(講習会) ※研修内容毎に集計		
	件数 (回)	延日数	延参加者数
一般事業	3	3	120
思春期	1	1	107
アルコール			
薬物			
ギャンブル			
社会復帰	5	5	228
心の健康づくり			
老人精神保健			
自殺関連	3	4	277
犯罪被害			
災害	7	7	152
計	19	20	884

#### 1 地域精神保健福祉対策研修

地域精神保健福祉担当者研修会 ※新型コロナウイルス感染拡大のため中止

#### 2 地域精神保健福祉専門技術研修 (本項目については、「14 熊本地震被災者支援事業」に掲載)

災害時のこころのケア研修会:災害時に支援者が住民のこころのケアに適切に対応するため実施

#### 3 精神保健課題研修

(1)思春期精神保健対策専門研修会(「9 思春期精神保健対策事業」の項に掲載)

毎年、学校が夏休みの期間に県内の医療・保健・福祉・教育等の関係職員を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できるよう研修会を開催していますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大のため研修会の開催が困難な状況でした。その中で開催方法を検討し、「依存症・思春期精神保健対策研修会」として依存症対策を兼ねてオンラインでの開催としました。

(2)ひきこもり対策研修

\*詳細は、「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

(3)措置入院者退院支援事業研修 ※新型コロナウイルス感染拡大のため中止

保健所保健師が、精神障がい者の障害特性を理解し実践能力を身につけ、措置入院者への地域定着に向けた支援ができるよう知識と技術の向上を図る。

(4)依存症の治療に関わっているスタッフミーティング(開催場所:精神保健福祉センター)

県下で依存症治療を行っている精神科医療機関の看護師、精神保健福祉士、心理士等のスタッフや他の関係機関スタッフを対象に開催しています。

各医療機関の治療状況や取組みなどの情報提供、自助グループとの交流などを通じ、スタッフの研修及び情報交換の場となっていますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大のため開催を中止しました。

#### 4 普及啓発研修

##### (1) 自殺対策支援者研修会

期 日	会 場	内 容	参加人数
開催なし			

##### (2) 自殺対策関係講話

期 日	開 催 場 所	参加人数
7月 3日(金)	熊本県立大学 対象:熊本県立大学3年生 地域福祉論選択者	約202名
12月11日(金)	球磨村地域支え合いセンター 対象:球磨村地域支え合いセンター生活支援相談員・生活支援補助員	25名

##### (3) 自死遺族支援に関する研修会及び交流会

期 日	会 場	内 容	参加人数
開催なし			

##### (4) ゲートキーパー養成研修

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員等を対象に、自殺危機にある人のサインを見逃さず、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより、地域の自殺予防を推進することを目的として、研修会を開催しています。

###### ① ゲートキーパー養成研修(5.5 時間コース)

期 日	開 催 場 所	参加人数
開催なし		

###### ② ゲートキーパー講師養成研修会

当センターが実施しているゲートキーパー養成研修パッケージについて、実際の講義・演習の進め方を学び、今後講師として活動できる人材養成として、講師養成研修を開催しています。

期 日	講 師	開 催 場 所	参加人数
開催なし			

##### (5) 職場のメンタルヘルス研修会

地域、職場、家庭におけるメンタルヘルスの重要性について認識を深め、こころの健康づくりの向上を図ることを目的として、公共社団法人熊本県精神保健福祉協会と共催により開催しています。

期 日	講 師	開 催 場 所	参加人数
開催なし			

## 4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識や精神障がい者の権利擁護等について、様々な媒体を通して普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して、専門的立場から協力、指導及び援助を行っています。

※ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

### ○ 活動実績

業務 事業名	普及啓発 (講習会・座談会等)		
	件数	延日数	延参加者数
一般事業			
思春期			
アルコール	9	9	58
薬物	14	14	60
ギャンブル			
社会復帰			
心の健康づくり	8	8	3
老人精神保健			
自殺関連	8	8	52
犯罪被害			
災害			
計	39	39	173

### 1 普及啓発

精神障害者(家族)に対する教室等(開催場所:精神保健福祉センター、各保健所)

事業名	対象	期日	参加人数	啓発等内容
依存症家族ミーティング (地域版含む)				「7 依存症対策関連事業」の項に詳細を掲示
依存症回復支援プログラム「KUMARPP (クマープ)」				「7 依存症対策関連事業」の項に詳細を掲示
自死遺族グループミーティング「かたらんね」	自死遺族	5月28日 7月30日 9月24日 11月26日 1月28日 3月25日	中止 中止 中止 7 7 7	交流会
自死遺族講演会				新型コロナウイルス感染拡大のため中止
ひきこもり本人の集い ひきこもり家族セミナー				「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に詳細を掲示

## 2 リーフレット等の普及啓発資料の作成・配布

No.	発行日	普及啓発資料	
1	7月	災害支援パンフレット（くまモンと前へ）	増刷
2	11月	災害こころのケアパンフレット	増刷
3	3月	依存症普及啓発パンフレット （知っていますか？依存症という病気のこと）	配布
4	3月	ひきこもり理解のためのリーフレット「ひきこもりとは？」	増刷

## 3 精神保健福祉大会等の後援・協力等

期 日	主 催	名 称	会 場	参加人数
開催なし	精神保健 福祉協会			

## 4 ビデオ等の貸し出し

当センターでは普及啓発の一環として、ビデオ・DVDの貸し出しを行っています。  
平成31年度(2019年度)の貸し出し状況については、以下のとおりです。

	種 目	利用件数(延べ)
ビデオ DVD	一般精神保健福祉関係	6件
	アルコール関係	2件
	老人保健福祉関係	1件
	思春期保健福祉関係	一件
	薬物保健福祉関係	一件
	計	9件

## 5 精神保健福祉相談及び診療

当センターでは保健所及び関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なものの相談指導を実施し、適切な処置を行っています。このような複雑困難な事例に限らず必要に応じて対応しています。年齢層は高校生から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたっています。

相談の形態は大きく来所相談と電話相談に分かれますが、電話相談の場合はできるだけ来所を促し、対応するよう努めています。その他、訪問指導や当事者の集いの場の提供を行っています。

※ひきこもり支援の相談件数等については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

### 1 相談等の概要

#### (1) 来所相談体制

相談スタッフは、センター職員及び非常勤職員等(精神科医師、心理職)で対応しています。相談は予約制をとっていますが、緊急時の相談はこの限りではありません。

#### (2) 電話相談体制

8人の電話相談専門の会計年度任用職員を配置し、専用の回線で受理しています。そのほか、職員も対応しています。(受付時間は9時から16時まで)

### 2 相談等の件数について

#### (1) 来所(アウトリーチ含む)・電話の相談件数

	来所	電話
	延件数	延件数
1 老人精神保健	0	46
2 社会復帰	2	110
3 アルコール	26	95
4 薬物	29	145
5 ギャンブル	17	76
6 ゲーム	19	26
7 思春期	13	129
8 心の健康づくり	52	1,679
9 うつ・うつ状態	9	870
10 摂食障害	0	17
11 てんかん	0	3
12 その他	123	2,851
計	290	6,047

#### (2) 来所相談(アウトリーチ含む)の状況

##### ○ 月別の相談状況(延べ人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規・年度新	22	8	17	16	26	13	23	9	19	7	12	19	191
延件数	25	14	26	21	40	24	32	18	27	17	19	27	290

##### ○ 男女別の相談状況(延べ人数)

	一般	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム
男	68	10	18	16	16	18
女	53	3	9	13	1	1

社会復帰	こころの健康づくり	老人精神保健	うつうつ状態	摂食障害	てんかん	計
1	21	0	5	0	0	173
1	31	0	5	0	0	117

○ 新規相談者(年度新を含む)の年齢状況(実人数)

	0～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	不詳	計
男	6	19	33	17	13	12	9	109
女	5	18	13	12	10	13	11	82
計	11	37	46	29	23	25	20	191

○ 新規相談者(年度新を含む)の住所地(実人数)※管轄する保健所ごとに分類

	熊本市	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	県外	不詳	計
男	22	8	6	15	3	10	11	16	7	7	2	2	0	109
女	15	6	2	13	3	7	7	7	3	13	2	2	2	82
計	37	14	8	28	6	17	18	23	10	20	4	4	2	191

(3)電話相談の状況

○ 男女別の相談数(延べ数)

男	女	不詳	計
3,133	2,903	11	6,047

○ 月別の相談状況(延べ数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規・年度新	160	114	128	132	138	141	181	145	161	144	164	208	1,816
継続	316	270	337	322	320	313	404	351	373	403	393	429	4,231
計	476	384	465	454	458	454	585	496	534	547	557	637	6,047

○ 新規相談(年度新を含む):相談者の年齢状況

年代	0～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	不詳	計
男	56	72	102	99	75	79	321	804
女	55	91	97	125	102	99	433	1,002
不詳	2	0	0	0	0	0	8	10
計	113	163	199	224	177	178	762	1,816

## 6 組織育成

地域精神保健福祉活動の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要です。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

※ひきこもり支援に係る活動実績については「13 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

### ○ 活動実績

	組織育成							計
	患者会	家族会	断酒会等	職親会	ボランティア会	精神保健福祉協会	その他	
支援件数	7	0	3	0	0	0	2	12

事業名	業務	組織育成 (支援)	参加者延数
		延件数	
一般事業			
思春期			
アルコール		10	111
薬物		2	27
ギャンブル			
社会復帰			
こころの健康づくり			
災害			
計		12	138

※アディクションフォーラムに関してはアルコールに計上

### 1 精神障害者家族会

熊本県精神障害者家族会連合会は、昭和46年(1971年)9月に5つの病院家族会から出発しました。平成2年(1990年)7月には社団法人化されて「熊本県精神障害者福祉会連合会」となっています。さらに、平成25年(2013年)4月には、一般社団法人に移行し、「一般社団法人熊本県精神障害者福祉会連合会」となりました。

精神保健福祉センターは、家族会の主催する大会や研修会に参加し、必要に応じて情報の提供や助言を行い協力しています。

No.	関係組織	期日	関係事業等名	育成・支援内容	参加者数
1	精神障害者福祉会連合会	令和2年度(2020年度)は開催なし	家族大会(開催なし)	—	—
2	精神障害者福祉会連合会	令和2年度(2020年度)は開催なし	ふれあいピック(開催なし)	—	—

### 2 当事者及び家族グループ

#### (1)断酒会・AA

熊本県断酒友の会は、アルコール依存症者とその家族で構成されている自助グループです。11か所の支部で、支部月例会、夜間例会、家族例会が開催されています。当センターでは、断酒会会員を精神科医療機関の院内ミーティングに酒害相談員として派遣し、事業協力することを通して断酒会などの育成援助を行っています。

AA(アルコールクス・アノニマス)は、県下に6グループ(10会場)あり、アルコールを必要としない生活を送るためのミーティングが開かれています。当センターでは、オープンミーティングの開催を関係機関に周知したり、講師派遣をするなど、組織の育成援助を行っています。平成30年(2018年)10月より、家族(アラノン)のミーティング(1会場)は休止中です。

## (2)薬物依存症

NA(ナルコティクス・アノニマス)は、1会場でミーティングが開かれています。また、家族(ナラノン)のミーティング(1会場)も開かれています。

## (3)ギャンブル依存症

GA(ギャンブラーズ・アノニマス)は、県下に3グループ(7会場)あり、ミーティングが開かれています。また、家族(ギヤマン)のミーティング(2会場)も開かれています。

### ○断酒会・AA・NA・GA等の育成・支援

例年各団体の主催する会へセンターから支援を行っていますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大のため全企画が中止となりました。

断酒会に関しては、断酒会会員を精神科医療機関の院内ミーティングに酒害相談員として派遣し、事業協力することを通して断酒会などの育成援助を行っています。

## (4)DV被害者(女性)グループミーティング

DV被害者が暴力を受け続けることにより奪われた自尊心や主体性の回復を目的とし、被害者である女性が自分自身の生き方を見直し、少しずつ自分の力を取り戻し生きていけるよう支援するミーティングを開催しています。

当事者が自由に語り合う場ですが、二次被害を防ぐため、臨床心理士・保健師等がファシリテーターを務めています。今年度は新型コロナウイルス感染拡大のため8回の開催となり、参加者総数は、延3名でした。

## 3 精神保健福祉ボランティア

精神障害者を地域で支えるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を受講した人を中心に、自主的なボランティアグループが結成され、地域生活支援センターなど精神障がい者が地域で過ごす場所でボランティア活動が展開されています。

## 4 精神保健福祉協会

精神保健福祉協会は、こころの健康を広く呼びかけ、精神保健の正しい知識の普及と、障害者への理解を深めることを願って設立され、講演会・研修会や心の健康フェスタ・障がい者作品展示事業開催等の啓発活動の他、ボランティアの電話カウンセラーによる年中無休の電話相談「熊本こころの電話」を実施しています。当センターでは、所長が協会の理事としてその運営に協力しています。

## 5 その他

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育 成 ・ 支 援 内 容	参 加 者 数
1	熊本アルコール関連問題学会	新型コロナウイルス感染拡大のため中止			
2	熊本DARC	6月25日(木) 2月18日(木)	熊本DARC理事会	会議出席	15 12
3	熊本アクションフォーラム	2月5日(金)	実行委員会	委員会出席	7
4	熊本精神科リハビリテーション研究会	新型コロナウイルス感染拡大のため中止			



## 7 依存症対策関連事業

### 1 依存症専門相談員事業

本県では、平成 28 年(2016 年)熊本地震の影響から被災者の飲酒リスクが高まることが懸念されていることから、平成 29 年(2017 年)11 月より依存症専門相談支援事業を開始しました。平成 30 年度(2018 年度)からは依存症専門相談員を増員し、アルコールに留まらず薬物、ギャンブル、ネット、ゲーム、買い物依存にも相談対応しています。依存症専門相談員は、依存症を専門とする医療機関の精神保健福祉士や看護師、熊本ダルク、熊本クレ・サラ被害をなくす会、熊本どんぐりから派遣していただいています。経験豊富な支援を提供できるだけでなく、各機関との連携をより深めることができています。

### 2 電話相談・来所相談

専門の相談は、精神科医、保健師、公認心理師、依存症専門相談員などが対応。センター職員だけでなく、精神科医や依存症専門相談員が相談を受けることで、薬物、アルコール、ギャンブル、ゲームなどの様々な相談を受けることができ、必要に応じて医療機関、社会資源に繋いでいきます。

#### ①アルコール関連問題相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	12	8	8	8	3	9	9	4	4	9	10	11	95
来所相談	4	3	3	2	3	1	3	0	2	1	2	2	26
計	16	11	11	10	6	10	12	4	6	10	12	13	121

#### ②薬物関連問題相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	8	0	6	10	17	0	10	11	20	10	28	25	145
来所相談	1	0	2	4	4	3	4	1	5	1	1	3	29
計	9	0	8	14	21	3	14	12	25	11	29	28	174

#### ③ギャンブル関連問題相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	4	3	8	5	2	4	10	6	7	11	7	9	76
来所相談	3	2	2	1	1	0	0	0	4	2	1	1	17
計	7	5	10	6	3	4	10	6	11	13	8	10	93

#### ④ネット依存(ゲーム)問題関連相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	0	1	1	1	4	1	1	4	3	1	2	7	26
来所相談	1	2	2	1	2	2	2	3	0	2	0	2	19
計	1	3	3	2	6	3	3	7	3	3	2	9	45

### 3 依存症回復支援プログラム(KUMARPP)

薬物依存症当事者向けの回復支援プログラムである「SMARPP」を元に作成したプログラムを実施しています。月2回全20回を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため今年度は14回の開催となりました。延べ参加者数は60名でした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数	中止	中止	16	17	中止	中止	4	1	7	3	2	10	60

### 4 依存症家族ミーティング(「普及啓発」の項に詳細を掲示)

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関して、まず家族が正しい知識を持つこと、家族同士が苦労や悩みを語ることにより家族自身が心身共に健康を回復することを主な目的とし、平成4年(1992年)1月からアルコール家族教室を開催してきました。

平成6年度(1994年度)からは名称をアルコール家族ミーティングに変更し、自由な参加形式をとっており、毎月第3金曜日の午後に開催しています。

平成23年度(2011年度)より、名称を依存症家族ミーティングに変更し、アルコールのみでなく、薬物やギャンブル等の家族も対象に拡大しました。

今年度は12回の開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大のため8回の開催となりました。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
アルコール			0	0			0	0	1	0	0	0	1
薬物	中	中	4	10	中	中	5	4	3	5	5	6	42
ギャンブル	止	止	1	1	止	止	0	0	0	4	1	0	7
ネット・ゲーム			0	0			0	0	0	0	0	0	0
計			5	11			5	4	4	9	6	6	50

### 5 依存症家族支援プログラム(KUMAFT)

平成29年度(2017年度)から、依存症家族支援プログラムを開始しました。アルコールの他、薬物・ギャンブル等、依存症問題を抱える方のご家族のためのプログラムです。依存症への理解を深め、効果的なコミュニケーションやご家族にできる対応などについて学び、実践するグループです。今年度も1クール6回を年2クール予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で受講希望者がいなかったため開催は中止としました。

### 6 地域版依存症相談会

当センターへの来所相談が困難な遠隔地を対象に、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の家族支援を目的として、4保健所にて計5回地域版依存症家族ミーティングを開催していましたが、今年度より個別相談会に変更しました。保健所や市町村の担当職員も同席し、地域に根差した相談会を開催することができました。

	開催日	開催場所	参加人数
1	6月25日(木)	八代保健所	0
2	8月27日(木)	有明保健所	0
3	10月22日(木)	人吉保健所	1
4	12月24日(木)	八代保健所	2
5	2月25日(木)	天草保健所	0

## 7 酒害相談員活動

昭和50年(1975年度)から酒害問題に関する経験や知識のある者を酒害相談員として酒害相談指導事業に取り組んでいます。令和元年度(2019年度)は、院内ミーティングを開催している精神科医療機関に酒害相談員の派遣希望調査を行い、派遣を実施しましたが、院内断酒会が中止になった医療機関も多く7回の活動となりました。

○各病院 院内ミーティング等の育成の援助

	医療機関名	活動予定	活動回数	事業名等	参加数
1	益城病院	2	2	アルコール依存症院内ミーティング	53
2	城ヶ崎病院	2	1	アルコール依存症院内ミーティング	7
3	あおば病院	2	1	アルコール依存症院内ミーティング	6
4	酒井病院	1	1	アルコール依存症院内ミーティング	9
5	吉田病院	2	1	アルコール依存症院内ミーティング	21
6	有働病院	2	1	アルコール依存症院内ミーティング	6
7	くまもと心療病院	2	0	開催中止	0
8	菊池有働病院	2	0	開催中止	0
9	向陽台病院	1	0	開催中止	0
	計	16	7	計	102

## 8 依存症の治療に関わるスタッフミーティング(「教育研修」の項に詳細を掲示)

関係職員の研修、ネットワーク構築の場として、各病院等に参加を呼びかけていますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大のため開催を中止しました。

## 9 熊本保護観察所との連携強化

KUMARPPの実施に伴い、熊本保護観察所との連携を強化しました。具体的には、熊本保護観察所の事業への協力等を行いました。

期 日	内 容	参加人数
10月1日(木)	薬物問題を抱える家族に対する引受人会	13
3月11日(木)	薬物問題を抱える家族に対する引受人会	11

## 10 普及啓発事業

例年、依存症に関する知識の普及を目的に、支援者を対象とした「依存症支援者研修会」を開催しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大のため研修会の開催が困難な状況でした。その中で開催方法を検討し、「依存症・思春期精神保健対策研修会」と兼ねてオンラインでの開催としました。※詳細については「9 思春期精神保健対策事業」に記載しております。

## 8 DV対策支援事業

精神保健福祉センターでは、被害者の自立支援のために(1)DV被害者のカウンセリング及び(2)DV被害者のグループミーティングを実施し、さらに被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで(3)DV加害者相談を行っています。

### 1 事業の内容

#### (1)DV被害者カウンセリング

精神保健福祉相談の枠内で、DV被害者の個別カウンセリングを精神科医師や臨床心理士が担当し実施しています。目的は、暴力により支配され続けてきた被害者が、主体性を取り戻し、再び自尊心をもって生きられるようになることを支援することです。

#### (2)DV被害者グループミーティング

平成16年(2004年)4月から臨床心理士や保健師等が担当し開催しています。目的は、個別カウンセリングと同じですが、加えて、同じ経験をした仲間とのエンパワメントにより、被害からの回復を促進することが大きな目的となります。DV被害者支援のなかで、危機介入的アプローチとは異なった長期的展望に立った支援という位置づけで取り組んでいます。今年度は新型コロナウイルス感染拡大のため開催できなかった月もありました。継続で参加していた参加者もDV被害者グループミーティングを経て次のステップへ向かっており、参加者なしの状況が続いています。

新規相談はない状況ではありますが、いつ御相談があってもお応えできるよう、毎月開催準備を行っています。

### 2 事業の実績

#### (1)DV関係精神保健相談

##### ①被害者

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	1	3	7	2	0	0	1	3	0	1	0	5	23
来所相談	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	5
計	1	3	9	4	1	0	1	3	0	1	0	5	28

##### ②加害者

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
来所相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2

#### (2)DV被害者グループミーティング(月別参加者数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数	中止	中止	2	1	中止	中止	0	0	0	0	0	0	3

## 9 思春期精神保健対策事業

センターでは、昭和 55 年(1980 年)から地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的に事業を行っています。

### 1 事業の内容

今年度の事業は次のとおりです。

- (1) 依存症・思春期精神保健対策研修会の開催
- (2) 思春期精神保健相談窓口の開設

### 2 事業の実績

- (1) 依存症・思春期精神保健対策研修会(医療・保健・福祉・教育・行政関係者対象)

例年、県内の医療・保健・福祉・教育・行政等の関係職員を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できる内容で企画していますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大のため研修会の開催が困難な状況でした。その中で開催方法を検討し、「依存症・思春期精神保健対策研修会」として依存症対策を兼ねてオンラインでの開催としました。

期日・場所	内容	参加人数
3月1日(月) オンライン (MeetingPlaza)	向陽台病院 院長 比江島 誠人 氏 「ゲーム障害・インターネット依存に陥るのはなぜ? ～もとめられる支援とは～」	107名 (28機関)

- (2) 思春期精神保健相談(再掲)

精神科医師、臨床心理士等が不登校、ゲーム依存、摂食障害、自傷行為、家庭内暴力等の相談にあたっています。相談件数は下表のとおりです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	7	9	10	16	9	8	7	12	19	10	7	15	129
来所相談	1	0	0	1	1	3	1	1	3	2	0	0	13
計	8	9	10	17	10	11	8	13	22	12	7	15	142

## 10 自殺対策推進事業

全国の自殺者が平成 23 年(2011 年)には 14 年連続で 3 万人を超える状態が続くなど、自殺問題は全国的に大きな社会問題となり、自殺対策は自殺の発生やその背景(年齢層、性別、産業構造等)に地域特性があることから、その地域の実態に即した自殺対策を実施することが必要とされています。

本県においても、平成 19 年度(2007 年度)から 3 カ年厚生労働省の「地域自殺対策推進事業」に取り組み、「広報」「ネットワーク」「地域戦略」「人材育成」「教育」を柱に事業を展開してきました。

センターでは、その中の「ネットワーク」「人材育成」の位置づけで、①自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会 ②自死遺族グループミーティング ③自死遺族相談 ④自殺予防電話相談 等を行っています。

また、平成 21 年度(2009 年度)から内閣府「地域自殺対策緊急強化基金事業」として、①ゲートキーパー養成研修 ②自殺関連問題相談支援研修を追加し地域で自殺対策に取り組む人材の育成に努めています。さらに平成 26 年度(2014 年度)からは地域における自殺対策の企画研修も実施しています。

また、平成 25 年度(2013 年度)からは生きづらさを抱える若者への支援として、福祉・教育・医療・雇用等の関係機関と連携を行い、途切れない支援を行えるよう臨床心理士及び精神保健福祉士による相談支援体制を強化しました。

なお、基金事業は平成 26 年度(2014 年度)で終了し、平成 27 年度(2015 年度)からは新たな補助金を活用して、事業を継続して実施しています。

### 1 自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会(「3 教育研修」の項に詳細を掲載)

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に、自殺予防・遺族支援に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防・遺族支援対策を推進することを目的として研修会を開催しています。

### 2 自死遺族グループミーティング(「4 普及啓発」の項に詳細を掲載)

大切な方を自死で亡くされた方々に対し、悩みや苦しみを分かち合う場を提供するとともに、専門スタッフがご遺族の支援をするミーティングを平成 20 年度(2008 年度)から奇数月の第 4 木曜日に開催しています。また、平成 27 年度(2015 年度)から、偶数月の第 4 木曜日は「地域版ミーティング」として県内各保健所で開催しています。

### 3 自死遺族相談

自死遺族の個別相談窓口を開設し、専任の公認心理師が相談にあたっています。  
(毎月第 2 木曜日、偶数月第 4 木曜日)

### 4 九州沖縄一斉電話相談

9 月 9 日の世界自殺予防デーから 1 週間の「自殺予防週間」に合わせ、9 月 7 日～11 日の 5 日間、通常午前 9 時から午後 4 時までの電話相談時間を午前 9 時から午後 7 時まで延長して実施しました。(9 月 7 日は大型台風の接近があり、相談電話の開設が出来ませんでした。)自殺予防週間の電話相談件数は 91 件です。

### 5 ゲートキーパー養成研修(「3 教育研修」の項に詳細を掲載)

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員等を対象に、自殺危機にある人のサインに気づき、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより地域の自殺予防を推進することを目的として研修会を開催しています。今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等によりゲートキーパー養成研修は開催できませんでした。

## 11 精神医療審査会

平成 14 年度(2002 年度)から、精神保健福祉法の一部改正により、従来本庁で行っていた関連業務を精神保健福祉センターで行っています。

なお、平成 24 年度(2012 年度)からは、熊本市の政令市移行により新たに熊本市こころの健康センターが設置されたことに伴い、措置入院者の一部を除き、熊本市内の医療機関入院者分は熊本市精神医療審査会が対応し、県は熊本市外の医療機関入院者分の審査に対応しています。

また、審査会専用の電話を設置し、退院等請求者に対応しています。

### 1 報告書等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
審査会開催回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
措置入院者の定期病状報告書	1	3	5	1	6	4	1	3	2	4	3	3	36
医療保護入院者の定期病状報告書	102	154	151	69	151	124	143	133	106	143	141	109	1,526
医療保護入院者の入院届	163	201	206	171	205	174	244	235	158	216	200	207	2,380
計(審査件数)	266	358	362	241	362	302	388	371	266	363	344	319	3,942

### 2 退院請求等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
退院請求のみ	審査		2	1	1	3	3	3	3		2	5	2	25
	取下		1		1			1						3
退院請求及び 処遇改善請求	審査						1						1	
	取下		1								1		2	
処遇改善請求	審査												0	
	取下												0	
計	審査	0	2	1	1	3	3	4	3	0	2	5	2	26
	取下	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	5

## 12 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会

平成 14 年度(2002 年度)から、精神保健福祉法の一部改正により、自立支援医療費(精神通院)の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を精神保健福祉センターで行っています。(月 2 回の開催)

### ○ 判定件数

判定項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
自立支援医療申請	1,929	1,729	1,797	1,073	829	607	556	774	525	683	962	1,246	12,710
精神障害者保健福祉手帳	501	419	482	435	502	378	367	508	402	462	409	444	5,309



## 13 ひきこもり地域支援センター事業

平成 12 年度(2000 年度)より、ひきこもり対策事業に取り組んでいますが、平成 27 年(2015 年)4 月からは、精神保健福祉センター内に設置された「熊本県ひきこもり地域支援センター“ゆるここ”」で、ひきこもりに悩んでいる当事者やご家族からの相談に対応しています。専用の相談電話を設置し、専属のひきこもり支援コーディネーター 2 名、兼務の臨床心理士 1 名、令和 2 年(2020 年)11 月下旬より市町村等支援員を配置して対応しています。

支援の対象は、主な要因が精神疾患ではないひきこもり状態にある方で、家族以外との交流を長く避けている本人及び家族、その支援者の方々と、原則熊本市外に在住の概ね 18 歳以上の方です。

### 1 相談支援

#### (1) 来所相談

○総件数

	男	女	計
延数	103	33	136
実数	31	12	43

○相談者内訳

	本人	本人以外	機関	計
延数	77	48	11	136
実数	19	23	1	43

#### (2) 訪問、同行での対応

○総件数

	男	女	計
延数	14	2	16
実数	10	2	12

○相談者内訳

	本人	本人以外	機関	計
延数	5	2	9	16
実数	4	1	7	12

#### (3) 電話相談(手紙での対応を含む)

○総件数

	男	女	不詳	計
延数	406	96	7	509
実数	86	33	6	125

○相談者内訳

	本人	本人以外	機関	計
延数	250	181	78	509
実数	37	58	30	125

#### (4)年代の内訳(実数)

10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不詳	計
9	35	44	24	5	1	10	128

#### (5)機関からの相談・技術支援(対象者のないもの)

電話	来所	訪問
11	1	85

※令和2年(2021年)11月下旬に市町村等支援員が配置され、業務説明のため管内市町村を訪問

#### (6)居住地の内訳(実数)

保健所	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	人吉	水俣	天草
相談者数	12	9	24	10	12	12	4	9	3	13

保健所圏域計	熊本市内	熊本県外	不詳	総計
108	17	1	2	128

## 2 出張相談会の開催

来所が困難な相談者に対し地域での相談会を実施するとともに、各市町村の相談窓口との連携を図り、相談者が身近な地域でサポートが受けられる体制作りを目指しています。

令和2年度(2020年度)は17回の相談会を計画し、そのうち予約のあった11回について相談対応を行いました。

	日程	地域		日程	地域
1	7月1日(金)	荒尾・玉名	10	9月25日(金)	八代
2	11月27日(金)		11	1月22日(金)	
3	7月1日(金)	山鹿	12	7月17日(金)	人吉・球磨
4	10月30日(金)	菊池	13	12月23日(水)	
5	8月28日(金)	阿蘇	14	9月18日(金)	水俣・芦北
6	2月26日(金)		15	2月19日(金)	
7	7月22日(水)	宇城	16	8月21日(金)	天草・上天草
8	11月18日(水)	上益城	17	1月15日(金)	
9	10月16日(金)	上天草	(7月17日は、豪雨災害後だったため中止)		

## 3 本人の集い

ひきこもり地域支援センターのひきこもり本人の集い“ゆるっとスペース CoCo”の参加者を対象に、自助グループ活動の場を提供しています。

### (1)本人の集い「ゆるっとスペース“CoCo”」(通称:ゆるCoCo)

外出できるようになった本人の居場所として、他者との交流を図る場を設けています。

毎週金曜日開催の全ての方を対象にしているものと、毎月1回水曜日開催の女性を対象にしたものがあり、いずれも13時30分から行っています。

\*令和2年度(2020年度)4月末から5月は、新型コロナウイルス感染拡大防止によりプログラムを中止したため、回数、延べ人数ともに例年よりも少なくなっています。

人数	金曜		水曜 (女)	総計 全体
	男	女		
延べ	203	65	38	306
実	12	5	6	18

	開催日数	平均参加者数
金曜日	42日	6.4人
水曜日	10日	3.8人

利用者年代	20代	30代	40代	50代	計
実人数	5	6	6	1	18

## (2)スペース開放(月曜グループ)

ゆるCoCo利用者を対象に、毎週月曜日(休日の場合は翌日)14時からゆるCoCoの部屋を開放しています。

人数	男	女	合計
延べ	52	3	55
実	6	2	8

開放日数	平均利用者数
55日	1人

## 4 家族セミナー

家族が孤立するのを防ぎ、悩みを共有したり対応を学ぶ場を設けています。令和2年度(2020年度)は6回開催予定中、COVID-19感染拡大の影響で4回のみ開催。延べ26人の方々に参加いただきました。

令和2年度 開催日	内 容	参加人数
第1回 4月22日(水)	(中止)	-
第2回 6月17日(水)	「悩みを抱える人への寄り添い方」	8
第3回 8月19日(水)	(中止)	-
第4回 10月21日(水)	「家族間のよりよいコミュニケーション」	5
第5回 12月16日(水)	「社会資源を知ろう」	6
第6回 2月17日(水)	「ひきこもり経験者からのメッセージ」 ※本人の参加も可	7

## 5 一般向け講演会

「ひきこもり状態の理解～対人関係から考える～」(参加者22人)

開催日: 令和3年(2021年)2月23日(火・祝)14:00～16:00

講師: 境 泉洋 氏(宮崎大学教育学部 教授)

場 所: くまもと県民交流館 パレア(講師はオンライン出演)

## 6 支援者向け研修会

### ① 令和2年度(2020年度)熊本県ひきこもり支援者地域研修会

いずれも、14時から16時30分で開催

第1回(山鹿会場) 令和2年(2020年)7月1日(水)山鹿健康福祉センター視聴覚室(参加者19人)

第2回(宇城会場) 令和2年(2020年)9月16日(水)宇城地域振興局会議室(参加者8人)

第3回(御船会場) 令和2年(2020年)11月18日(水)御船地域振興局会議室(参加者3人)

第4回(人吉会場) 令和2年(2020年)12月23日(水)人吉保健所会議室(参加者5人)

### ② 「家族支援からはじまる本人支援」(参加者19人)

開催日: 令和3年(2021年)2月24日(水) 9:10～12:00

講師: 境 泉洋 氏(宮崎大学教育学部 教授)

場 所: 講師はオンライン出演、参加者は熊本県精神保健福祉センターとオンラインのハイブリッド形式

## 7 ひきこもりサポーター養成講座

平成 27 年度(2015 年度)に支援者を対象とした講座を開催しましたが、熊本地震をはさみ、サポーター派遣事業のある市町村も無いことなどから、平成 28 年度(2016 年度)以降令和元年度(2019 年度)まで開催していませんでした。

今年度の市町村等支援員の配置を受け、令和 2 年度(2020 年度)下期から令和 4 年度(2022 年度)にかけて、市町村がサポーター養成を行う場合のモデル提示も兼ね、地域の支援者(民生委員含む)を対象に県下全保健所 10 圏域で開催することとしました。令和 2 年度(2020 年度)は、宇城地域で 1 回実施しています。

〈ひきこもりサポーター養成講座 in 宇城地域〉

対 象: 宇城保健所圏域の宇城市、宇土市、美里町の市町村・社協職員、民生委員・児童委員、ひきこもり支援関係機関・団体職員等

開催日時: 令和 3 年(2021 年)3 月 15 日(月)及び 3 月 24 日(水)10 時～15 時 30 分

会 場: 宇城地域振興局 大会議室

参加者数: 13 人

## 8 ひきこもりピアサポーター活動

平成 27 年度(2015 年度)から、「ひきこもり本人の集い」利用者を対象に、①体験発表②居場所運営サポート③面談・訪問支援などのピアサポート活動に関心がある方をピアサポーターとして養成しており、当センター主催の研修の他、県内各地から依頼があった関係事業へ派遣を行い、主に体験発表を通しての啓発活動を行っています。

令和 2 年度(2020 年度)も延べ 14 人の方が活動を行いました。

### (1)体験発表による啓発活動

日時	主催機関・内容	会場	派遣人数
10 月 7 日	甲佐町地域支え合いセンター主催研修	甲佐町役場	1
11 月 11 日	阿蘇郡身体障害者福祉協会連合会役員研修	高森総合センター	1
2 月 10 日	熊本市医師会看護学校	精神保健福祉センター	1
2 月 17 日	ひきこもり地域支援センターゆるここ(精神保健福祉センター)・ひきこもり家族セミナー	精神保健福祉センター	2
3 月 3 日	九州看護福祉大学研修	精神保健福祉センター	1
3 月 24 日	ひきこもり地域支援センターゆるここ(精神保健福祉センター)・ひきこもりサポーター養成講座	宇城地域振興局	1

### (2)個別面談等対応

家族に対する個別面談を 1 回、本人への手紙送付での支援を 5 回、講演会でのスタッフ補助を 1 回の延べ 7 回のピアサポーター活動を行いました。

## 9 研修講師

当センターや他機関が開催する研修会において講師としてひきこもり地域支援センターの取り組みや支援に関する話をする事により、啓発や支援者養成に寄与するとともに、関係機関との連携を図っています。

主な派遣先

日付	内容	場所	参加者数
6 月 26 日	小国町民生委員児童委員定例会研修	小国町役場	28

## 10 啓発・情報発信

(1)ホームページでの情報発信

(2)市町村広報

(3)各種研修会等での業務説明・リーフレット配布

## 14 熊本地震被災者支援事業

平成 28 年(2016 年)4 月 14 日の前震(震度 7 M6.5), 4月16日の本震(震度 7 M7.3)の大規模災害(熊本地震)が 2 回あり、甚大な災害が起きました。当センターでは、災害ストレスにより新たに惹起された精神的問題を抱える住民への対応に追われましたが、平成 28 年(2016 年)10 月に熊本こころのケアセンターが開設された以降は、災害被災者の直接的な相談支援は減少しました。平成 30 年度(2018 年度)からは熊本こころのケアセンターと協働した活動となりました。

※熊本こころのケアセンター単独の活動を除く

### 1 技術支援

#### (1)個別ケースの処遇についての技術指導・援助

来所	電話	検討会	アウトリーチ	計
0	1	0		1

#### (2)関係機関の事業等への技術指導・援助(助言)

来所	電話	検討会	計
0	1	0	1

#### (3)関係機関の事業等への技術指導・援助(出張分)

保健所	市町村	医療機関	その他	計
0	4	0	0	4

### 2 災害対応人材育成

被災地市町村職員、支え合い支援センター職員など災害支援を行う人材育成研修会を開催しました。

月 日	場 所	内 容	参加者数
1 月 6 日	中小企業大学校人吉校	サイコロジカル・ファーストエイド(PFA) 講師 兵庫こころのケアセンター 大澤智子	25
1 月 7 日	熊本県庁	サイコロジカル・ファーストエイド(PFA) 講師 兵庫こころのケアセンター 大澤智子	32

## 15 新型コロナウイルス感染症相談支援事業

令和2年(2020年)4月に新型コロナウイルス感染拡大のため緊急事態宣言も発令され、日本が世界が感染症の恐怖や様々な不安に翻弄された一年でした。熊本でも感染者の拡大、クラスター、医療体制の崩壊の危機等、日々ストレスにさらされる状態が続きました。

その中で、当センターでは新型コロナウイルス感染症に対するこころのケア窓口としての役割を果たしてきました。9月からは増加する電話相談ニーズに答えるために、電話回線と電話相談員を増やして対応しています。

また、こころのケア相談の周知のため、別紙のとおり資料を作成し、保健所、医療機関、市町村等に周知しました。来所が困難なケースに対しては、心理士による電話相談も実施しています。

令和2年度新型コロナウイルス感染に関する電話相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数	106	50	33	29	44	19	57	53	85	115	53	55	699

### 資料

- ① 「新型コロナウイルス感染拡大で不安等を感じていらっしゃる方へ」
- ② こころの健康を保つためにできること(入院者向けメンタルヘルス)
- ③ 「宿泊施設用こころの電話相談の案内」

## 新型コロナウイルス感染拡大で不安等を感じていらっしゃる方へ

このたびは、新型コロナウイルス感染拡大やその影響に関して、不安や動揺等を感じている方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

このようなストレス状態が長く続くと、気持ちやからだや考え方に、さまざまな変化があらわれることがあります。

### 気持ちの変化

- 不安や緊張が強い
- イライラする
- 怒りっぽくなる
- 気分の浮き沈みが激しい
- 涙もろくなる
- あのときああしておけば良かったと自分を責める
- 投げやりになる
- 誰とも話す気にならない

### からだの変化

- 疲れやすい
- 目まい、頭痛、肩こり
- 吐き気、腹痛
- 食欲不振、過食
- 眠れない
- 悪夢、同じ夢をくりかえし見る

### 考え方の変化

- 考えがまとまらない
- 同じことをくり返し考える
- 記憶力が低下する
- 皮肉、悲観的な考え方になる

**子どもでは、上記に加えて、大人にしがみつく、よく泣く、お漏らし、わがままになるなどの、いわゆる赤ちゃんがえりがみられる場合があります**

・これらの状態は、人によっては数週間続くことがあります。強いまたは慢性的なストレスを受けると多くの方に起こりうる、正常な反応です。自然に回復していくことがほとんどですが、気持ちを誰かに話したり相談したりすることで、つらさがやわらぐ ことがあります。お一人だけで抱え込まずに、ご相談ください。

・食事や睡眠など、日常生活のリズムをなるべく崩さないようにしましょう。ご自分の 時間も大切にしましょう。手洗いやうがいなど、自分を守るための行動も大事です。

・ストレスの多いメディアの見聞きを制限し、信頼できる情報を収集しましょう。

## 新型コロナウイルス感染症に関する**こころ**の電話相談

熊本市外の方は、熊本県精神保健福祉センターの

096-386-1166 (平日 9:00~16:00)

熊本市内の方は、熊本市こころの健康センターの

096-362-8100 (平日 9:00~16:00)

- **匿名で相談可能です**
- 一般的なこころの悩みや不安もお受けしております

## 新型コロナウイルス感染症に関する

### 一般的なお問い合わせ

★最寄りの保健所などに連絡 24時間対応(土日・祝日も実施)

熊本市保健所	096-372-0705 (熊本市)
	096-364-3222 (熊本市)
有明保健所	0968-72-2184 (荒尾市・玉名市・玉名郡)
山鹿保健所	0968-44-4121 (山鹿市)
菊池保健所	0968-25-4138 (菊池市・合志市・菊池郡)
阿蘇保健所	0967-24-9030 (阿蘇市)
御船保健所	096-282-0016 (上益城郡)
宇城保健所	0964-32-1207 (宇土市・宇城市・下益城郡)
八代保健所	0965-33-3229 (八代市・八代郡)
水俣保健所	0966-63-4104 (水俣市・葦北郡)
人吉保健所	0966-22-3107 (人吉市・球磨郡)
天草保健所	0969-23-0172 (天草市・上天草市・天草郡)

熊本県精神保健福祉センター

\* このリーフレットは、北海道立精神保健福祉センターのリーフレットを参考に作成しました。



## 〈新型コロナウイルス感染症の治療を頑張っている皆さん〉

2020.5.11

熊本県精神保健福祉センター

### ～こころの健康を保つためにできること～

このたびは、新型コロナウイルス感染症で入院されたことで、動揺し、気持ちの整理ができずに過ごしている方もいらっしゃると思います。

ウィルス等の感染は、日常生活の中で起こることであり、今回の新型コロナウイルス感染についても、あなたやあなたのご家族のせいというわけでは決してありません。

しかし、このことでご自身を責めてしまう、先が見えないために不安になるなど気持ちが落ち着かないこともあるかもしれません。

強いストレスを受けたり、慣れない環境の中で過ごしていると、誰しも、以下のような感情や反応が生じることがあります。

これらの反応が生じるのはとても自然なことで、ほとんどが自然に回復していきます。

#### 気持ちの変化

- 最悪な事態を考えてしまい、**不安**になる
- 自由が制限されることで、**怒り**や**不満**を感じる
- 他の人との交流が制限されるため、**寂しさ**や**孤独**を感じる
- イライラしたり腹を立てやすくなる
- ちょっとした刺激で**ビクッ**とする
- 感情が**マヒ**したようになる



#### からだの変化

- 疲れやすかったり、**不眠**、**食欲不振**がある
- 頭痛などの痛みや**動悸**、**息切れ**がある
- 悪夢**を見る

#### 考え方の変化

- 辛かったことを繰り返し思い出す
- あのときああしておけば良かったと**自分を責める**
- 辛いことを思い出させることを避ける
- 何事にも**悲観的**になり、物事が手につかないようになる

こころの健康を保つために、ご自身でできることもあります。

○可能であれば、読書や音楽をきくことなど、  
時間を決めてできる日課を作りましょう。

また、病気に影響がない範囲で体を動かしてみましよう。

○電話や SNS を使って家族や友人とのつながりを維持するようにしましょう。

○面白いテレビや動画などを見て、笑顔や小声でくすくすと笑うだけでも、  
不安感やイライラ感を和らげることができます。

○多すぎる情報に触れることで不安が高まる場合があります。1日のうち決まった時間に、国や  
自治体で紹介しているものなど、信頼できるところから知識と情報を得るようにしましょう。

○「つらい気持ちを誰かに話す」ことで、しんどさが和らぐ場合があります。感情を隠したり、  
抑え込んだりせず、病院のスタッフの方に相談してみましよう。



## ★新型コロナウイルス感染症に関するこころの電話相談★

熊本市外の方は、熊本県精神保健福祉センター

096-386-1166 (平日 9:00~16:00)

熊本市内の方は、熊本市こころの健康センター

096-362-8100 (平日 9:00~16:00)

- ・匿名で相談可能です
- ・一般的なこころの悩みや不安の相談もお受けしております

★ 新型コロナウイルス感染症に関する一般的なお問い合わせ

★ 最寄りの保健所などに連絡

熊本市保健所	096-372-0705 (熊本市)
	096-364-3222 (熊本市)
有明保健所	0968-72-2184 (荒尾市・玉名市・玉名郡)
山鹿保健所	0968-44-4121 (山鹿市)
菊池保健所	0968-25-4138 (菊池市・合志市・菊池郡)
阿蘇保健所	0967-24-9030 (阿蘇市)
御船保健所	096-282-0016 (上益城郡)
宇城保健所	0964-32-1207 (宇土市・宇城市・下益城郡)
八代保健所	0965-33-3229 (八代市・八代郡)
水俣保健所	0966-63-4104 (水俣市・葦北郡)
人吉保健所	0966-22-3107 (人吉市・球磨郡)
天草保健所	0969-23-0172 (天草市・上天草市・天草郡)

\* このリーフレットは、愛知県精神保健福祉センターのリーフレットを参考に作成しました。

## ～こころの健康を保つためにできること～

慣れない環境の中で長期間過ごしていると、誰しもが、以下のような感情や反応が生じることがあります。これらの反応が生じるのは、とても自然なことです。

- 最悪な事態を考えてしまい、不安になる
- 感染を広げてしまったのではと自分を責める
- 自由が制限されることで、怒りや不安を感じる
- 他の人との交流が制限されるため、寂しさや孤独を感じる
- イライラしたり腹を立てやすくなる

こころの健康を保つために、ご自身でできることもあります。

- 普段の睡眠・起床のペースを保つように心がけましょう。  
読書や音楽をきくことなど、時間を決めてできる日課を作りましょう。  
また、可能な範囲でストレッチやヨガなど体を動かしてみましょう。
- 電話やSNSを使って家族や友人とのつながりを維持するようにしましょう。
- 面白いテレビや動画などを見て、笑顔や小声でくすっと笑うだけでも、不安感やイライラ感を和らげることができます。
- 多すぎる情報に触れることで不安が高まる場合があります。1日のうち決まった時間に、国や自治体で紹介しているものなど、信頼できるところから知識と情報を得るようにしましょう。
- 感情を隠したり、抑え込んだりせず、身近な方や相談機関に相談してみましょう。



## 「こころの電話相談」のご案内

慣れない環境で落ち着かない日々をお過ごしのことと思います。

「眠れない」、「不安な気持ちが続いている」、「イライラする」など、こころのお悩みはありますか。相談員が電話でお話を伺います。相談は無料で、匿名でお話いただくことも可能です。

お一人で不安な気持ちを抱えず、どうぞ、お気軽にお電話ください。



**相談時間：9時～16時（平日）**

**熊本市内の方：096-362-8100（熊本市こころの健康センター）**

**熊本市外の方：096-386-1166（熊本県精神保健福祉センター）**

## 16 令和2年7月豪雨災害支援

令和2年(2020年)7月3日から8日にかけて九州地方の広域な地域で線状降水帯が発生し、熊本県南部を中心に土砂崩れが多発。人吉・球磨地域においては1級河川の球磨川やその支流が氾濫し、流域の5市町村に甚大な水害をもたらしました。

死者数は65名、行方不明者は2名という熊本地震による直接死の数に匹敵するほどの災害であり、熊本県精神保健福祉センターは災害対策本部や各地域活動拠点本部での活動やDPAT活動を行いました。7月28日にDPAT活動が終了した後、同日に熊本こころのケアセンターと協働して熊本こころのケアチームを立ち上げ、引き続き被災圏域の支援者・被災者支援を行っています。

### 1 個別対応

#### (1) 相談状況

来所	電話	計
0	29	29

#### (2) アウトリーチ

新規	継続	計	男性	女性	計
26	1	27	14	13	27

#### ○ 月別の相談状況(延べ人数)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延件数	2	14	4	0	3	2	2	0	0	27

#### ○ 面接場所

避難所	自宅	その他	計
7	3	17	27

### 2 技術支援

#### (1) 個別ケースの処遇についての技術指導・援助

来所	電話	検討会	アウトリーチ	計
0	4	0	27	31

#### (2) 関係機関の事業等への技術指導・援助(助言)

来所	電話	検討会	計
0	37	0	37

#### (3) 関係機関の事業等への技術指導・援助(出張分)

保健所	市町村	医療機関	その他	計
0	20	0	13	33

### 3 災害対応人材育成

被災地市町村職員、支え合い支援センター職員など災害支援を行う人材育成研修会を開催しました。

月日	場所	内容	参加者数
1月28日	芦北町しろやまスカイドーム	被災者のこころのケアの知識・熊本地震のケース紹介等 熊本こころのケアセンター:矢田部裕介先生	15
2月2日	人吉保健所(午前開催)	被災者のこころのケアの知識・熊本地震のケース紹介等 熊本こころのケアセンター:矢田部裕介先生	22
2月2日	人吉保健所(午後開催)	被災者のこころのケアの知識・熊本地震のケース紹介等 熊本こころのケアセンター:矢田部裕介先生	19
2月4日	八代保健所	被災者のこころのケアの知識・熊本地震のケース紹介等 熊本こころのケアセンター:矢田部裕介先生	9
2月16日	球磨村地域支え合いセンター	被災者のこころのケアの知識・熊本地震のケース紹介等 熊本こころのケアセンター:矢田部裕介先生	30

### Ⅲ 学会・研究会活動報告

#### 1 熊本アルコール関連問題学会

本会は、熊本県におけるアルコール依存症等の治療に関する研究・研修を目的に、県内のアルコール依存症等の治療の関係職員を会員として、昭和 58 年(1983 年)に発足し、年 1 回の学会を開催しています。当センターは本会の事務局窓口を担当し、企画・運営に協力しています。

今年度は熊本アルコール関連問題学会は開催せず、福岡で開催される日本アルコール関連問題学会に参加すること前年度理事会で確認しており、理事会のみの開催を予定していました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大のため理事会の開催も中止しました。

#### 2 熊本精神科リハビリテーション研究会

本研究会は、熊本県における精神科リハビリテーションに関する研究・研修を目的に、県内で精神障がい者のリハビリテーションの実践に携わっている関係職員を会員として、平成 4 年(1992 年)に発足しました。当センターは本研究会の事務局を担当し、年 1 回の研修会開催に関する企画・運営に協力しています。

第 37 回熊本精神科リハビリテーション研究会総会及び研究会は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、中止となりました。

#### 3 第56回全国精神保健福祉センター研究協議会

全国精神保健福祉センター研究協議会は、毎年度全国の精神保健福祉センターの持ち回りで開催されているが、令和 2 年度(2020 年度)においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、一般演題のみの書面開催(事務局:京都府)になりました。

#### 4 九州ブロック精神保健福祉センター所長会議及び研究協議会

九州ブロック精神保健福祉センター所長会議及び研究協議会は、毎年度九州管内の精神保健福祉センターの持ち回りで開催されているが、令和 2 年度(2020 年度)においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、所長会議は WEB 開催、研究協議会は書面開催となりました。

所長会議(WEB 開催、主催:福岡県)

日 時:令和 3 年(2021 年)2 月 4 日(木) 13:30~15:00

内 容:九州ブロック精神保健福祉センター所長会議等の開催について

新型コロナウイルス対策での精神保健福祉センターの役割について

## 精神保健福祉センター運営要領

平成8年1月19日 健医発第57号  
各都道府県知事・各指定都市市長宛  
厚生省保健医療局長通知

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

### 1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

### 2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有するものであること。)

精神保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

### 3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

#### (1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

#### (2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

### (3)人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

### (4)普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

### (5)調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

### (6)精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

### (7)組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

### (8)精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

### (9)自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を行うものとする。

## 4 その他

(1)センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療(精神通院医療)費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

(3)その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。